

名瀬労働基準監督署発表
令和8年10月19日(月)

報道関係者 各位

令和8年10月19日

【照会先】

名瀬労働基準監督署

署長 清水 孝則

○ 監督安衛課長 竹下 慎一郎

(電話) 0997-52-0574

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～作業主任者を選任していなかった疑い～

名瀬労働基準監督署（署長 清水 孝則）は、本日、有限会社群島開発及び同
会社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁名瀬支部に書
類送検しました。

【事件の概要】

令和8年2月24日、大島郡徳之島町亀津の配管敷設工事現場において、深さ2
メートル以上の地山の掘削の作業を行わせる際、地山の掘削作業主任者を選任し
ていなかった疑い。また、令和8年1月15日から令和8年2月24日の間に、同
現場において、土止め支保工の切りばり及び腹起しの取付け及び取り外しの作業
を行わせる際、土止め支保工作業主任者を選任していなかった疑い。

1 被疑者

(1) 有限会社群島開発

所在地：鹿児島県大島郡徳之島町尾母

事業内容：土木建築工事業

(2) 代表取締役 A

2 違反条文

被疑者有限会社群島開発及び被疑者代表取締役Aともに、労働安全衛生法違反
同法第14条（作業主任者）

労働安全衛生規則第359条（地山の掘削作業主任者）

同規則第374条（土止め支保工作業主任者）

同法第119条第1号（罰則）

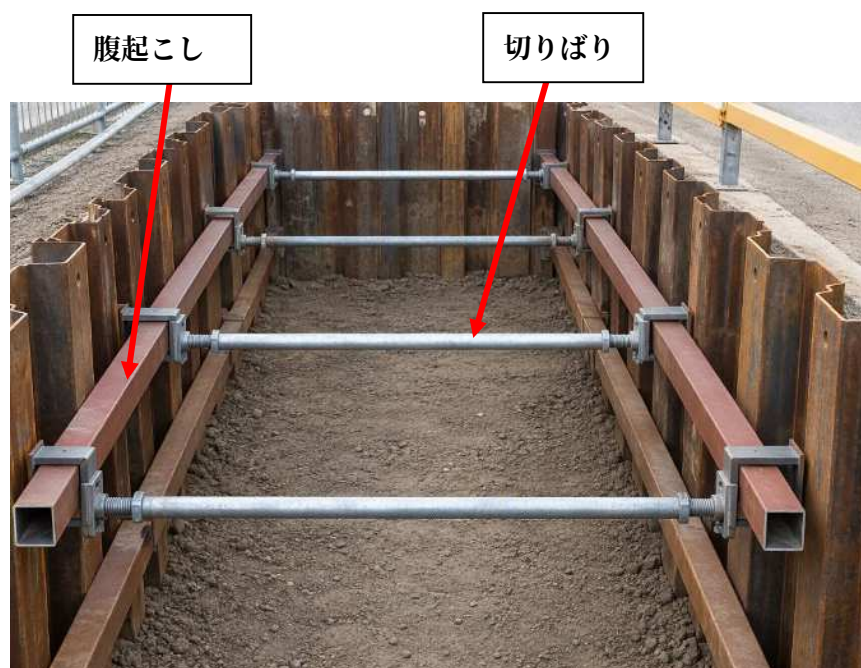
同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和8年2月24日、大島郡徳之島町亀津の配管敷設工事現場において、配管を埋設するために地面の掘削を行っていたところ、深さ約2.4メートルの掘削箇所の土砂が崩壊し、掘削箇所に立ち入っていた労働者Bが死亡したものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、深さ2メートルを超える地山の掘削の作業を行わせる場合には地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから地山の掘削作業主任者を選任し、また、土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業を行わせる場合には地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから土止め支保工作業主任者を選任しなければならないと定められていますが、いずれの作業主任者も選任されていなかった疑いがあるものです。



5 参考事項

地山の崩壊による死亡災害は、全国で毎年20件前後発生しています。地山の崩壊による労働災害を防止するため、労働安全衛生法では2メートル以上の地山の掘削作業や、土止め支保工の設置をする場合、それぞれ作業主任者を選任し、労働者の作業を指揮させなければならないと定められています。

建設工事現場では、誤った手順で作業を行った場合、死亡又は重篤な災害につながりやすいことから、名瀬労働基準監督署では、作業主任者の選任、作業方法の適正化などの徹底を図るべく、引き続き、建設工事現場への立入調査を行ってまいります。

【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（作業主任者）

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、（中略）の規定に違反した者
（第2号～第4号 略）

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九條又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（作業主任者を選任すべき作業）

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

（第1号～8号の2 略）

九 掘削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業（第十一号に掲げる作業を除く。）

十 土止め支保工の切りばり又は腹起しの取付け又は取り外しの作業

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

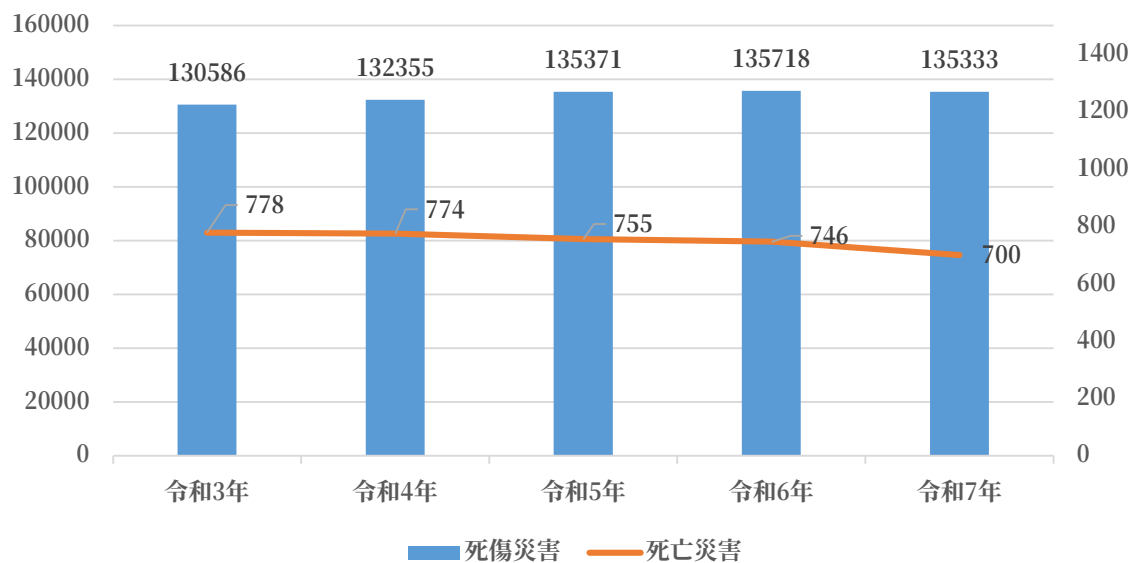
（地山の掘削作業主任者の選任）

第三百五十九条 事業者は、令第六条第九号の作業については、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。

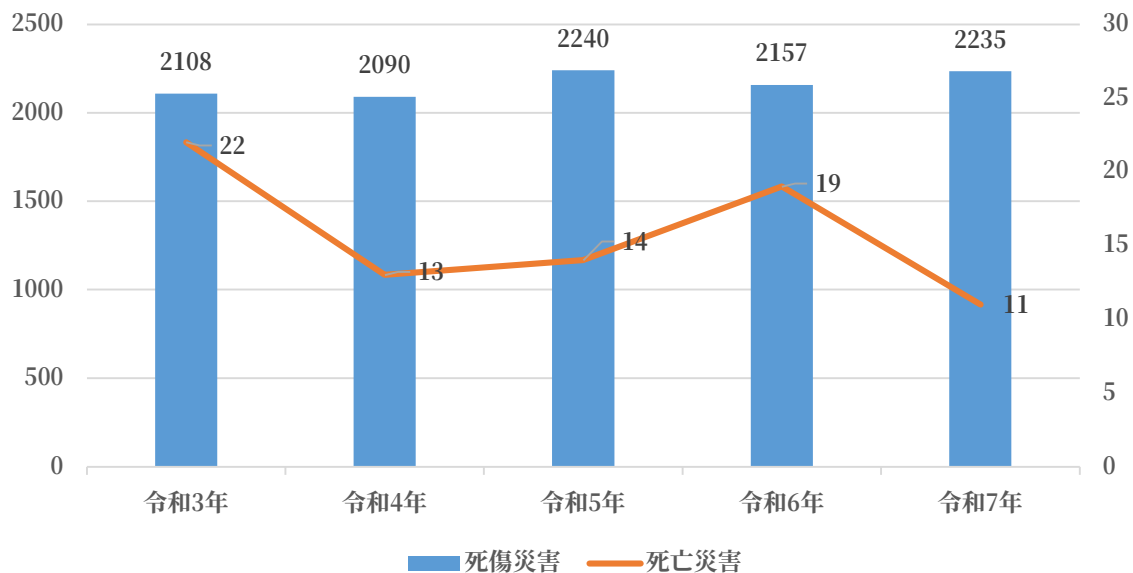
（土止め支保工作業主任者の選任）

第三百七十四条 事業者は、令第六条第十号の作業については、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、土止め支保工作業主任者を選任しなければならない。

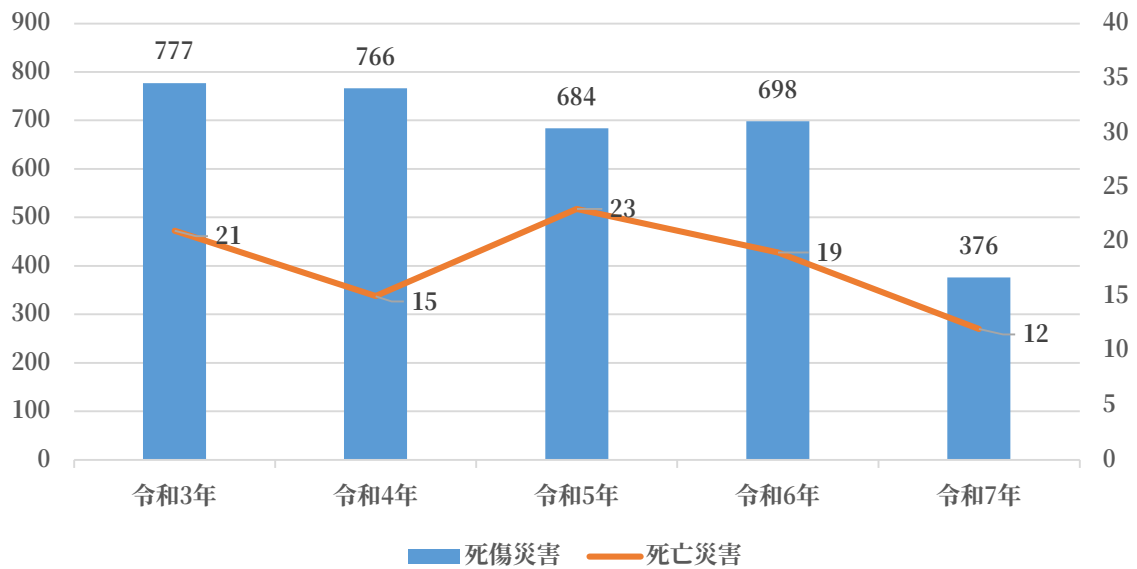
労働災害発生状況（全国）



労働災害発生状況（鹿児島局）



地山、岩石に起因する災害発生状況（全国）



地山、岩石に起因する災害発生状況（鹿児島局）

